



2026年3月15日  
第725号

1部10円(組合員は組合費を含む)  
郵便振替00960-7-117274

発行 大阪教育合同労働組合  
Education Workers and Amalgamated Union Osaka (EWA)

発行人 高田 晴美

連絡先 大阪市中央区北浜東1-17 8F

Tel (06)4793-0633 Fax (06)4793-0644 E-mail: info@ewaosaka.org http://www.ewaosaka.org

# 府労委決定取消訴訟

## 全ての労働者に労組法を!

2月12日、大阪地裁810号法廷で組合が大阪府労働委員会の決定取消を求めた行政訴訟の第1回期日が行われました。この裁判は地公法改定後、2021年から毎年続く府・府教委による団交拒否に対して、府労委が組合の救済申立て却下決定を行ったことへ司法の判断を求めるものです。組合が提訴を決意してから十分な時間がないうちにもかかわらず、在間弁護士をはじめとする弁護団の方々の奮闘もあ

り、こぎつけた訴訟に傍聴席は文字通りの満席となりました。

2015年に府・府教委の不当労働行為が最高裁で決定されて以降、組合は府・府教委に対して組合員の未払い賃金や次年度の労働条件について団体交渉を申し入れ、時に労働基準監督署を利用するなどして労働者の権利をたたかってきました。労基署に未払い賃金を申告した組合員たちが理由も明らかにされず、次年度の非常勤コマ数が減らされたこともありました。組合はコマ数が減らされたことの理由を求めて粘り強く団交

で追及し、結果、コマ数を戻したこともあります。また、専門知識から職場に意見した非常勤看護師たちが雇い止めを通告され組合に加入し、雇い止め通告に至るまでの過程について納得のいく説明を求める団体交渉を何度も開催したこともあります。しかし改定地公法が施行され特別職の多くが一般職へと位置づけ変更されたことにより、大阪府の対応は一転、地公法を盾に一切回答できないと再びの団交拒否へと態度を変えました。そして、大阪府で働く「非正規」公務員(会計年度任用職員)たちに、管理運営事項を盾に地公

法改定前と同様の要求が団交拒否しても問題ない、あるいは問題として取り上げることすらないというのが、今回の府労委決定です。

終了後は弁護士会館へと移動し、今後の裁判の進め方について弁護団と支援者たちの意見交換が行われました。弁護団からは公務員の労組法適用除外を当然の前提とする問題を正面から取り上げたダイナミックな裁判になる、憲法訴訟をやりたいがらない裁判官にどのように取り上げさせていくのかなどと話されました。公務労働者、とりわけ「非正規」公務員の労働三権について、今後も裁判の行方に注目です。 酒井さとえ(書記長)



## 意見陳述全文

私は、2001年に組合に加入し、執行委員、副執行委員長を経て、現在は執行委員長として組合活動に関わっています。

組合は1989年の結成以来、教育現場で働くすべての労働者を対象とし、私立学校・公立学校などの区別なく組合員を組織するいわゆる「混合組合」として活動してきました。組合には地方公務員法が適用される組合員と適用されない組合員が存在し、これまで組合として様々な労働問題に対処してきました。

近年、組合が取り組んできた重要な問題に常勤・非常勤講師の雇用継続の問題があります。1年雇用とされることから、次年度に雇用が継続されるのかということが講師にとっては極きわめて深刻な問題です。組合はこの問題について毎年、大阪府・大阪府教育委員会に団体交渉を申し入れ、府・府教委も団交に応じていました。ところが、この府・府教委の対応が2010年から急に変わり、府・府教委は「管理運営事項」などとして団交を拒否するようになりました。やむなく、組合は大阪府労働委員会に救済申立を行いました。団交拒否はその後も繰り返され、組合は毎年、府労委に救済申立てをしました。ところが府労委は何故か私たちの申立てを認めようとしません。しかし、中央労働委員会は府労委命令を取り消し、大阪府に団交に応じることを命じました。中労委命令の取り消しを求めて大阪府が提訴した行政訴訟でも東京地方裁判所・東京高等裁判所・最高裁判所は中労委命令を正当とする判断をしました。そして2019年12月、府もようやく態度を改め、中労委の関与により「従前の労使交渉の経過並びに最高裁決定、東京高裁判決を踏まえ解決に努力する」との和解が成立しました。

私たちは、これで深刻な雇用継続の問題について、府・府教委と団交によって解決を図ることができる、と大いに期待しました。

ところが、翌年の2020年4月からの地公法改正を機に、府・府教委は、また「管理運営事項」として交渉には応じないとなりました。私たち組合は、再、労働委員会に救済申立てをしなくてはならなくなりました。労働委員会は、団交拒否に対して最終的には救済命令を出したにもかかわらず、今度は「会計年度任用職員という一般職地方公務員の問題であり労働組合法が適用されない」という理由で門

前私をするようになりました。地公法改正のときに出された附帯決議の要旨を国会公式サイトで見ることが出来ますが、そこには「従来の非常勤・臨時職の移行に当たって不利益が生じないように助言・支援すること」とあるにもかかわらず、門前払いをします。府・府教委は、組合との交渉が「地公法上の職員団体としての交渉」としても、問題は「管理運営事項」であるとして交渉には応じません。組合は、組合員の雇用継続という深刻な問題を組合と府・府教委との交渉・協議により解決を目指めざそうとしても、交渉が拒否され、どうしようもないという状況に再び、置かれることになりました。

労働組合が「使用者と団体交渉ができない」ということは致命的な問題です。雇用継続の問題だけではなく、非常勤講師などは、次年度のコマ数がどのくらいになるのか、勤務曜日はいつになるのか、兼業先との調整が常に問題となっています。団体交渉が行われれば、次年度労働条件について、不当な取り扱いをされる恐れなく、納得できる説明を求める機会が得られます。そして、2020年度までは組合の要求が通らずともそのような機会は保障されていたのです。

私たちが理解できないのは、同じように働いてきた組合員の雇用の問題について、以前は団交拒否に対して労働委員会に救済を求められたのに、何故、今はそれができないのか?ということ。その理由が「公務員には労働組合法が適用されない」という形式的なものであるとすれば、それを定めている法律の正当性を疑わざるを得ません。公務員も労働者です。憲法に定められた労働基本権が理由なく否定されることが許されてはならないと思います。

何十年も前の「公務員は安泰、労組法が効かなくても大丈夫」といった昭和の時代とは違い、「今」は、地方公務員の非正規率40%を超える自治体が出てきている状況で、民間企業の非正規率に匹敵するありさまです。時代は変わりました。

私たちは、この裁判で「今」を問題にしています。古い、時代背景が違うときの判例は要りません。「労働組合法で保障された権利が認められない労働者がいるのは、間違っていますか、考えてください。」とお願いしているのです。

この重大な問題に裁判官のみなさんが、今の現状と未来に真剣に向き合ってください。心からお願いする次第です。

# 2026 大阪市教委 定期交渉

2月26日(木) 大阪市役所地下会議室で市教委との定期交渉を行いました。

## 1. 労働条件にかかわる要求

市教委は今回新たに「働き方ビジョン」と「働き方改革アクションプラン」の冊子を出してきました。組合はこれが学校にどう周知されるのか、休憩時間が取れない実態をどれだけ把握



握しているのか、時間外勤務簿の入力はどうなっているかについて追及しました。実際、6時限目の授業途中の3時15分～休憩時間を設定している現場の声もありました。休憩時間問題は組合が毎回追求しており、労基法上の違法行為に当たります。教員の満足度調査でも一番不満の大きい問題です。又、長期休業中の「学校閉庁」に年休の取得をとるよう管理職が言ったり、テレワークの取り方の説明が学校によって不十分な点も追及しました。又、生理休暇の時間単位取得ができないのか、に対しては納得のいく回答は得られません。会計年度職員、非常勤講師の無給も明らかに

なりました。公務災害についての大阪市の規定が「勤務条件の手引き」にも載っていないため、どこを見たらいいのかについても回答を求めました。

## 2. 臨時的任用職員にかかわる要求

講師の数が年々増加している実態についての回答は産育休代替講師の増加や病休職員の高止まり傾向があるとの説明でした。2級格付け問題に対して、昨年の総務省通知をどう考えているのかに対して、他の自治体の動向をみていて、類武者の給与を超えることはできないため、定年以降の30%カット問題があるとの回答でした。また、校内の種々の支援サポーターの採用の

透明化も要求しました。

## 3. 教育諸条件の要求

経年テストの過去問のコピーの著作権問題の違法性の確認もしました。

## 4. 福利厚生および職員の健康にかかわる要求

休養室のエアコンの設置や小学校の体育館の設置について、なぜこれが管理運営事項になるのか訳が分かりませんでした。2か年計画で全小学校に設置するとあっさり答えました。今回も2時間半の時間内での交渉でいくつか積み残しましたが、後日宿題の回答をするよう要求して、終了しました。

山口昌孝(書記次長)

## 文化おちこち(286)

### ことばがひらく小路

#### 7. キムチと休戦ライン

1990年代のことだが、当時、韓国留学生は中国人より多かった。勉強熱心で向学心の高い彼らは、厳しい徴兵制度と民主化運動の影響も強く受けており、日本の政治や経済についても深い関心を持っていた。

入隊経験のある学生はその日々を語るがあった。米国の海兵隊と寝起きをともにしての共同訓練や爆弾が間近に着弾する中を走り抜けたり、生きた豚を敵に見立てて背後から襲い、ナイフで喉を掻き切るなど、生々しい恐怖体験だ。

4日連続の徹夜の行軍もある。意識が朦朧としていても、歩き続けなければならない。

大統領の公邸「青丘台」を警護する任務は晴れがましく、注目される任務ではあるものの、身じろぎもせず、直立不動の姿勢を保たねばならない。部隊の食事を賄う班にとって

は軍伝統のキムチづくりもある。寒中、固い地面を掘って大量の白菜を漬けたキムチの甕を深く埋める。降雪の中、冬を越し、熟成したキムチは甘くおいしくなる。それを湯気あがるチゲに入れ、部隊の仲間と囲んで食べるのが唯一の楽しみだったと笑顔になる。

こんな軍隊生活だが、その存在には矛盾した苦しい役割がある。中国や北朝鮮と、韓国とを緊張関係に置くことが永続的な米国の目的であり、在韓米軍との同盟関係は重い。だが、東西冷戦がもたらした分断を克服し、民族の平和を望む思いは消えてはいない。

訓練中にうっかり休戦ラインを超え、非武装地帯に入り込んでしまったという話も聞いた。そこで彼が目にしたのは、美しい花々が咲き誇り、鳥や鹿が楽しげに飛び回る楽園だった。ふと脳裏に浮かんだのは「なぜ人間だけがこんな愚かなことをしているのだろう」という思いだったという。

(まねき猫)

## S 堺支部より S

堺支部では1月16日に定期交渉、30日に臨時職員・講師継続雇用交渉を持ちました。定期交渉では①部活動の地域移行について毎年学校保健体育課が回答しているが、文化系部活動にも視野を広げ、地域政策との連携も図るべき②ハラスメント相談告発窓口は、人事課の外に置くべき③学級担任手当支給(堺市では教務主任等含む)を始め、主務教諭(来年度以降導入予定)、主幹教諭、指導教諭等、職員間の給与格差・分断を広げる動きには強く反対する。④長年堺市の学校で勤務を続ける講師が何度採用試験に挑戦しても不採用となり、大阪府等に流出してしまっている現状は多大な損失。複数年勤務講師の優先的正規採用を。⑤市立4高校を1校に統合して18年。その間の検証と

将来像に関わる提言が固まりつつあるが、府に做って定時制・全日制を1校に統合したのは定時制差別。定時制の商業系学科廃止方針は間違い。根本に立ち返って検討し直すべき⑦臨時職員の生理休暇が無給なのは性差別など、諸問題について参加組合員が次々声を上げました。

継続雇用要求交渉は例年通り、支部組合員一人ひとりが今年度の勤務実績と、来年度の勤務条件について訴えました。府教委が組合勝訴の確定判決を無視して団交拒否を続けるなか、堺では担当者がメモを取りながらしっかり聞き取っています。堺支部では今後もこのような「場」を堅持し、組合員が安心して働くことが出来る職場環境を目指していきます。(堺支部)



先月の翼賛総選挙のスローガンであった消費税減税の結果(=財政破綻)が早くも現出か?▼米国のイラン攻撃で日本の石油輸入の84%が經由するホルムズ海峡が事実上

封鎖▼原油価格が高騰すればさらなるインフレで消費税減税など吹っ飛び▼財源を借金したくとも国債残高はGDPの2.4倍▼8年の安倍政権で錆びついた積極財政を再掲する和製「鉄の女」でもこの国を輝かせることはできない。